

## 静岡県告示第467号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定に基づき告示する。

平成29年5月26日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
社会福祉法人 富水会	藤枝市中ノ合 252番地の1	短期入所 わ かたけ	藤枝市青南町 1丁目12番地 の11	平成29年 5月1日	短期入所	身体障害者、 知的障害者、 障害児
社会福祉法人 和松会	菊川市棚草 1258	和松会障がい 者デイサービス センター	菊川市猿渡 260-1	平成29年 5月1日	生活介護	特定無し
合同会社うい ず	袋井市浅羽 213番地1	ういず	袋井市浅羽 213番地1	平成29年 5月1日	就労継続支 援B型	特定無し